○農林水産省告示第二千百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町字新野一の一、一の一七、字和合二三〇七の一、二三〇七の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県東筑摩郡山形村七二六四のイ、字大輪子七二六二、七二六三、字唐沢七二七〇の一、字小輪子七二七一、七二七二、七二七三の一、字八幡大門七二七四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び山形村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上水内郡小川村大字瀬戸川字蛇山一五三〇の二、字池田一五八一の一、大字稲丘字下原七四八〇の一から七四八〇の四まで、七四八一、七五〇九、七五一〇、七五一三の二、下伊那郡天龍村長島七三から七六まで、七八の一、七九の一、二四三の一、二四三の三、二四四から二四六まで、二四七の一、二四八のイ、二八四の一、二八五、三六一、三八六の三、三九一の一、三九一のイ、三九四の一、三九五の一、四〇四、四〇五の一、四〇五のイ、四〇八、四一五、泰阜村二六六〇の二・三四六四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県塩尻市大字奈良井字下峠五九のイの一・字大官林二四九の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二四九の六、字三ノ段八三七の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県大町市平四八三七の五、字大カヤバ四八三六の三、四八五五の一、四八六六の三、字桐山口四八八二の二、四八八二の四、四八八二の五、四八八三の五、四八八四、字順平四八九九、塩尻市大字贄川字峠ノ沢二八五四のイの二三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

平四八三七の五、字大カヤバ四八三六の三、四八六五の一、四八六六の三、字桐山口四八八二の二、四八八二の四、四八八二の五、四八八三の五、四八八四、字順平四八九九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字山浦字長日丁六六一の一、丁六七〇、丁六七三、丁六七四、丁七〇九の一、丁七一二、丁七二二の二、丁七三四の一から丁七三四の三まで、丁七三五の一から丁七三五の四まで、丁七三六、丁七三七、丁七三八の一から丁七三八の四まで、丁七四〇の一、丁七四〇の二、丁七四一の一、丁七四二の五から丁七四二の七まで、丁七四三から丁七四五まで、丁七四六の一から丁七四六の三まで、丁七四六の六、丁七四七、丁七四八の一、丁七四八の二、丁七四八の四から丁七四八の六まで、丁七四九の一、丁七四九の二、丁七五〇の一、丁七五一の一、丁七五七の一、丁七五九、字今才丁八四五の一、丁八五二の一、丁八五二の二、丁八五三の一、丁八五三の二、丁八六六、丁八六七の一、丁八六七の三、丁八六九、丁八七三の一、丁八九二、丁八九六から丁八九八まで、丁九一〇、丁九三六、丁九三八、丁九四二の一、丁九四五の一、丁九四五の二、丁九四五の四、丁九四五の七、丁九四五の一二、丁九四五の一七、丁九四五の二四、丁九四六、丁九四九の一、丁九五一、丁九五四、丁九五五、丁九五七の一、丁九五七の七、丁九五七の八、丁九五八の二、丁九五八の三、丁九五九、丁九六二、丁九六八、丁九八九、丁九七〇の一、丁九七〇の二、丁九七一の一、丁九七一の二、丁九七二の一から丁九七二の七まで、丁九七三、丁九七六、丁九七七、丁九七九、丁九八一、丁九八三、丁一〇〇八、字長谷丁二〇四三の二、丁二〇四三の六、丁二〇四三の八、丁二〇四三の一〇、丁二〇四三の一二、丁二〇四三の一四から丁二〇四三の一八まで、丁二〇四三の二一、丁二〇四六の一、丁二〇四六の三から丁二〇四六の六まで、丁二〇四六の八から丁二〇四六の一四まで、丁二〇四六の一六から丁二〇四六の一八まで、丁二〇四六の二四まで、丁二〇四六の二六、丁二〇四六の三〇、丁二〇四六の三三から丁二〇四六の四六まで、丁二〇四六の五三から丁二〇四六の六一まで